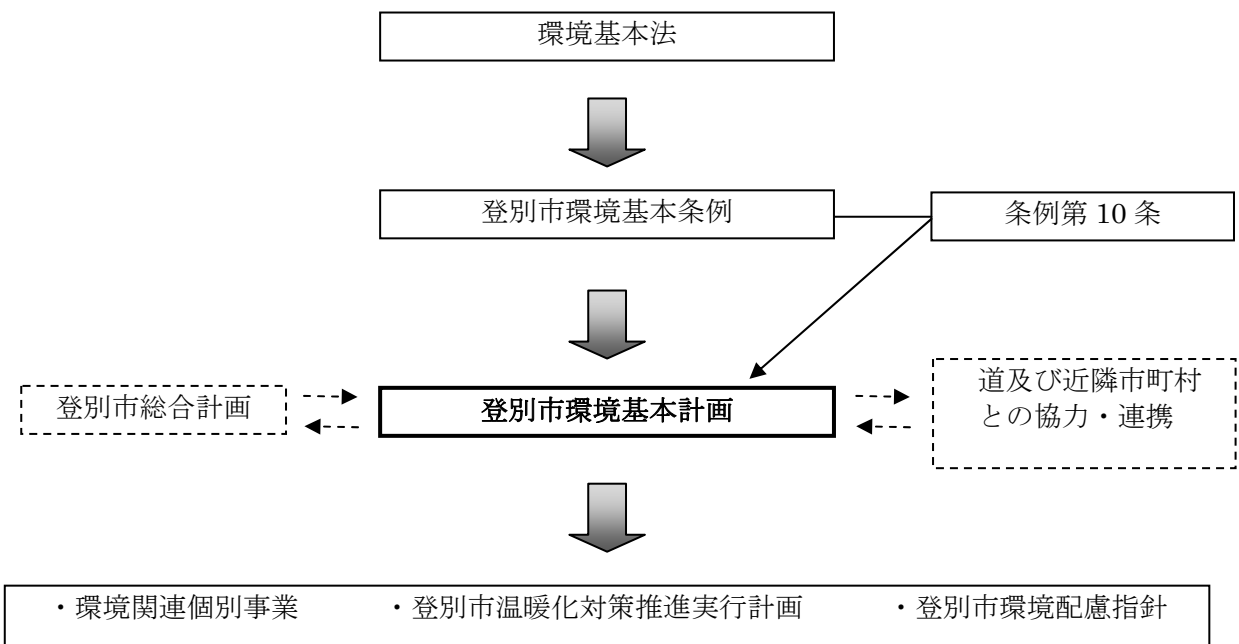


第2章 基本計画の概要

1. 位置付け

基本計画は今後のまちづくりにおいて、人と自然が共生できる健全で豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会^(※12)の構築を目指す上で最も基本となる計画です。本計画によって、登別市総合計画^(※13)を環境の面から推進し、更に環境に関連する個別計画・事業等の基本的な方向性を示します。



(登別市環境基本条例第10条)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する中長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

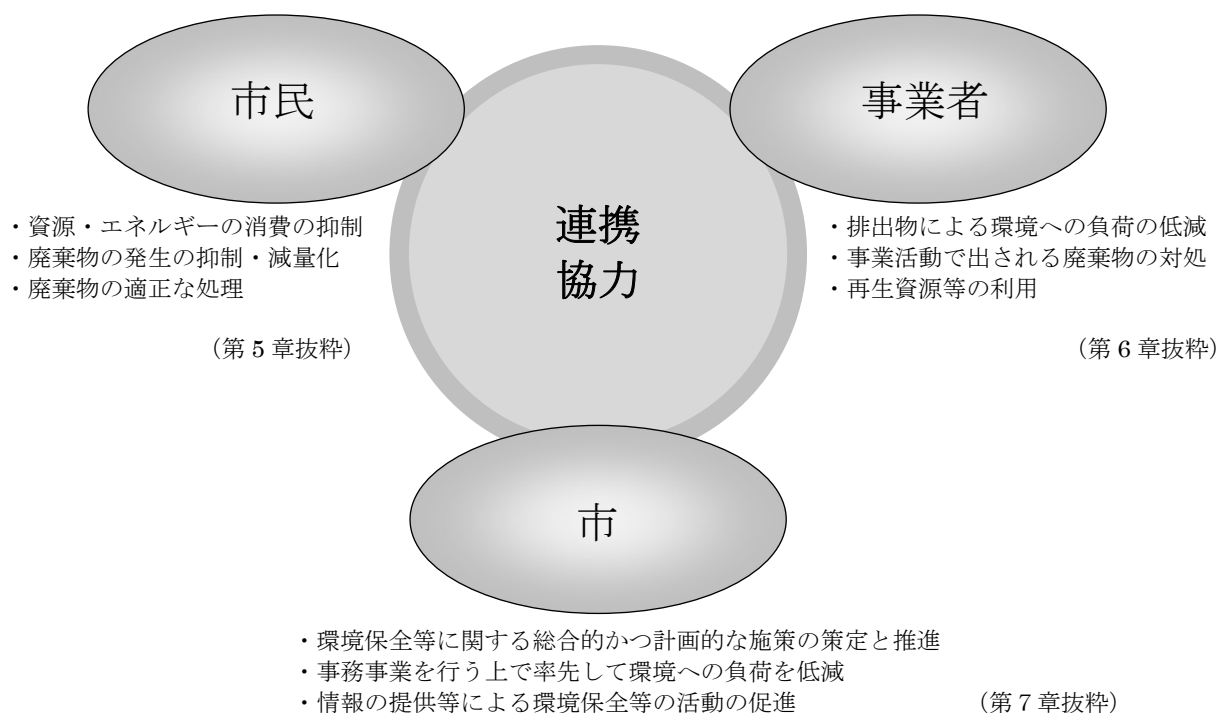
3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見が反映できるよう必要な措置を講じるとともに、登別市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2. 市民・事業者・市の役割

基本計画は「市」だけで取り組むものではありません。登別市環境基本条例第 5 条から第 7 条に基づき、「市民」と「事業者」、そして「市」が連携・協力して取り組みます。



3. 長期的な目標

基本計画の長期的な目標（以下、「長期目標」といいます。）を次のとおりとします。

- (1) 人と自然とが共生する豊かな環境の実現
- (2) 心の豊かさが感じられる生活空間の実現
- (3) 環境への負荷の少ない循環型社会の実現
- (4) 公害のない健康で安全な社会の実現

4. 長期目標を達成するための8つの推進項目

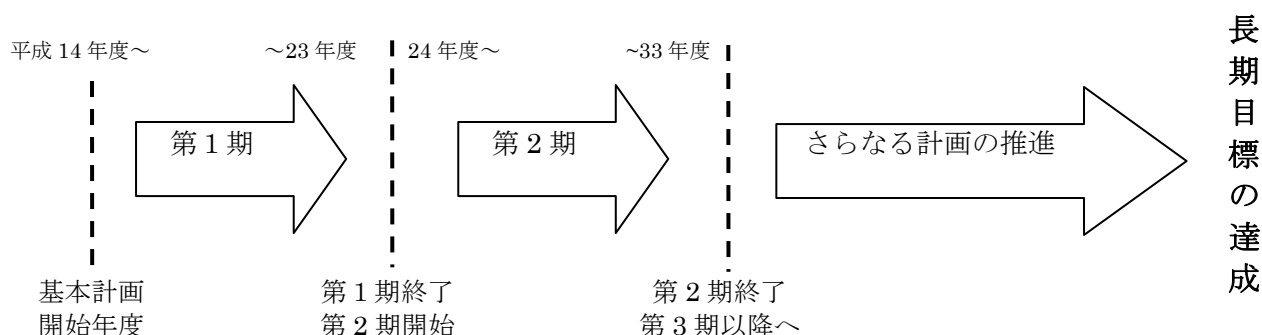
長期目標を達成するための中期的な目標として、次の通り8つの項目を設定しました。

- (1) 多様な自然環境を保全するための対策の推進
- (2) 身近な自然とのふれあいづくりの推進
- (3) 快適な環境づくりの推進
- (4) 廃棄物の減量化・リサイクル^(※14)と適正処理の推進
- (5) 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進
- (6) 地球環境保全対策の推進
- (7) 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進
- (8) 環境学習の推進

5. 計画の目標年次と計画期間

長期目標は、登別市総合計画の基本構想と同様に、21世紀半ばでの達成を想定して設定しました。また長期目標を達成するために、段階的に中期的な目標とその目標を達成するための具体的な施策を展開することとしました。

この中期的な目標の計画期間を10年間とし、第1期中期計画期間を平成14(2002)年度から平成23(2011)年度、第2期中期計画期間を平成24(2012)年度から平成33(2021)年度に設定しました。



第1期基本計画の結果については第3章で、第2期基本計画の内容については第4章に記載します。